

陸軍慰安所の創設と慰安婦募集に関する一考察

永井 和

はじめに

世紀末の日本をにぎわせた時ならぬ歴史観論争の一端に「従軍慰安婦論争」なるものがあった。これは、直接には1997年度から使用される中学校用文部省検定教科書に新たに採用された「従軍慰安婦」に関する記述の是非をめぐる論争としてはじまったのだったが、その背景をさかのぼれば、1991年以降次々とカム・アウトし、日本政府を告発した韓国、フィリピン、台湾等の元慰安婦たちの活動、とくに謝罪と賠償を求める法廷闘争と、それに触発されてはじまった日本政府と国連人権委員会の調査活動、そして政府調査結果をふまえてなされた日本政府の謝罪と反省の意志表明といった、一連の動きに対する反発、反動としてとらえることができよう。

この論争は波紋に波紋をよんで、ついには実証史学の方法論に疑念が投げかけられるにいたったが¹⁾、本稿では実証史学の方法に徹し、新たに発掘された警察資料を読み込むことで、慰安所の創設とそこで働かされる女性の募集および送出に関して、軍および警察がいかに深く関与していたのかを明らかにするとともに、主としてマス・メディアを舞台に繰り広げられたこの論争で、その解釈が争点のひとつとなった陸軍の一文書、すなわち陸軍省副官発北支那方面軍及中支派遣軍参謀長宛通牒、陸支密第745号「軍慰安所従業婦等募集二関スル件」（1938年3月4日付 - 以後副官通牒と略す）の意味を再検討することをめざしている。

問題の文書全文を以下に引用する（引用にあたっては、原史料に忠実であることを心がけたが、漢字は通行の字体を用いた）。

支那事変地ニ於ケル慰安所設置ノ為内地ニ於テ之カ従業婦等ヲ募集スルニ当リ、故サラニ軍部諒解等ノ名儀ヲ利用シ為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ或ハ従軍記者、慰問者等ヲ介シテ不統制ニ募集シ社会問題ヲ惹起スル虞アルモノ或ハ募集ニ任スル者ノ人選適切ヲ欠キ為ニ募集ノ方法、誘拐

二類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル等注意ヲ要スルモノ少ナカラサルニ就テハ将来是等ノ募集等ニ当リテハ派遣軍ニ於イテ統制シ之ニ任スル人物ノ選定ヲ周到適切ニシ其実地ニ当リテハ関係地方ノ憲兵及警察当局トノ連携ヲ密ニシ次テ軍ノ威信保持上並ニ社会問題上遺漏ナキ様配慮相成度依命通牒ス²⁾

この文書は吉見義明の発見にかかるもので、軍が女性の募集も含めて慰安所の統制・監督にあたったことを示す動かぬ証拠として、1992年に朝日新聞紙上で大きく報道された。吉見はこの史料から、「陸軍省は、派遣軍が選定した業者が、誘拐まがいの方法で、日本内地で軍慰安婦の徴集をおこなっていることを知っていた」のであり、そのようなことが続けば、軍に対する国民の信頼が崩れるおそれがあるので、「このような不祥事を防ぐために、各派遣軍が徴集業務を統制し、業者の選定をもっとしっかりするようにと指示したのである」と解釈し、慰安婦の募集業務が軍の指示と統制のもとにおこなわれたことが裏づけられる、としたのであった³⁾。また、別の論文では陸軍省が「強制徴集(物理的な強制のみならず、だましたり、精神的な強制を加える場合も含む)の事実をつかんで」いたことを示す史料であり、それゆえ軍には「それを防止する義務があったことになる」と論じた⁴⁾。

いっぽう、これに対立する小林よしのりは、この通牒をもって「内地で誘拐まがいの募集をする業者がいるから注意せよという(よい)「関与」を示すものだ」、「これは違法な徴募を止めさせるものだ」⁵⁾、「内地で軍の名前を騙って非常に無理な募集をしている者があるから、これを取り締まれ」というふうに書いてあるわけです⁶⁾と、いわゆる「よい関与論」を唱え、同様の主張が高橋史朗(「悪質な業者が不統制に募集し「強制連行」しないよう軍が関与していたことを示している」⁷⁾)や藤岡信勝によってもなされた。

藤岡は「慰安婦を集めるときに日本人の業者のなかには誘拐まがいの方法で集めている者がいて、地元で警察沙汰になったりした例があるので、それは軍の威信を傷つける。そういうことが絶対ないように、業者の選定も厳しくチェックし、そうした悪質な業者を選ばないように - と指示した通達文書だったのです。ですから、強制連行せよという命令文書ではなくて、強制連行を業者がすることを禁じた文書」⁸⁾と、言う。また、秦郁彦もこれとよく似たの解釈を下している⁹⁾。

他方、小林よしのりを批判する上杉聡は、逆にこの文書をもって「強制連行」の事実があったことを示す史料だとし、そのような悪質な「業者の背後に軍部があることを「ことさら言うな」と公文書が記している」のであり、強制連行だけでなく、その責任者もここにハッキリ書かれている¹⁰⁾と反論した。

いずれも、日本国内で悪質な募集業者による誘拐まがいの行為が現実発生しており、さらにそういった業者による「強制連行」や「強制徴集」が行われうる、あるいは実際に行われていた可能性を示す文書だと解釈する点では共通している。ちがいは、吉見および上杉の方は、軍による募集業者の選定と募集・徴集活動の統制が行われていたことを重視し、それゆえこれを「軍の関与」を示す決定的証拠としてとらえ、そこから軍には当然の義務として慰安婦に対して適切な保護を与え、虐待や不法行為を防止する監督責任が発生するのであり、それゆえそれが守られなかった場合には、その責任を問われうると論じるのに対して、いわゆる自由主義史観派は慰安所に対する軍の関与を認めつつも、その関与とは業者による「強制連行」「強制徴集」など不法行為の取締であり、この通牒は軍がそのような取締を実際に行っていたことを示す証拠であって、この文書がある以上、たとえ数々の不法行為や虐待、性暴力事件が起きたとしても、それはそのような行為をおこした個々の業者や軍の下部機関、一般将兵が悪いのであって、軍および政府の責任を問うことはできないと、そう主張する点にある。

以上は、ひとつの文書の解釈について、実質的にはそれほど差がないにもかかわらず、そこから出てくる結論が大きく食い違ってしまった好例といえるが、その差異は根本的には、慰安所と軍および政府との関係をどう把握し、そこで女性に加えられた虐待行為に対する軍および政府の責任の有無をどう判断するのか、その立場の差異に由来する。そこから同じ文書の解釈がこうも異なってくるのである。言うまでもなく、吉見や上杉は、慰安所は国家が軍事上の必要から設置した軍の施設であり、そこでなされた組織的な慰安婦虐待行為の究極的な責任は軍および政府に帰属すると考える立場に立っている。

それに対して、自由主義史観派は慰安所に対する軍と政府の関係を否定するか、あるいは否定しないまでも、それはもっぱら業者や利用将兵の不法行為・性的虐待を取締まる「よい関与」であったと主張する。慰安所は戦地においてもっぱら兵士を対象に営業した民間の売春施設であり、公娼制度が存在していた戦前においてはとくに違法なものではなかったがゆえに、そこでなされた虐待行為に軍および政府が責任をとられる理由はない。もし仮に軍および政府が責任を問われうるとすれば、それは強制的に慰安婦を徴集・連行した場合のみだが、そのようなことを軍ないし政府が命令した事実はないというのが、彼らの慰安婦問題に対する基本的理解であり、そのような観点から、この副官通牒を解釈し、もっぱら「強制連行」の有無を争う文脈で論争の俎上にのせたのであった。そのことが上のような解釈の相異を生みだしたのである。

なお、誤解を避けるために、慰安所と軍の関係について自分自身の考えをあらかじめ

めここではっきりさせておくと、私は、慰安所とは将兵の性欲を処理させるために軍が設置した兵站付属施設であったと理解している。その点では吉見と同じ考えに立っており(ただし、本論文で明らかにするが、副官通牒の解釈に関しては吉見と見解を異にする)、これを民間業者の経営する一般の公娼施設と同じであるとして、軍および政府の関与と責任を否定する自由主義史観派には与しない。もっぱら「強制連行」の有無をもって慰安所問題に対する軍および政府の責任を否定せんとする彼らの言説は、それ以外の形態であれば、軍と政府の関与は何ら問題にならないし、問題とすべきではないとの主張を暗黙のうちに含んでいるのであり、慰安所と軍および政府の関係を隠蔽し、慰安所の存在を正当化するものといわざるをえないからである。

話を副官通牒に戻すと、この文書が孤立して発見されたこともあって、文書の出された背景などがよくわからないままに議論がなされてきたことも、解釈の相異を生んだ要因の一つと考えられる。しかし、最近になって警察関係の公文書が発掘され、問題の副官通牒と密接に関連する1938年2月23日付の内務省警保局長通牒(内務省発警第5号)「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」(以下警保局長通牒と略す)の起案・決裁文書とそれに付随するいくつかの県警察部長からの内務省宛報告書が見つかった。

この警察資料を分析することにより、この二つの通牒が出されるにいたった経緯と背景をある程度まで明らかにすることができた。そこから見えてくる事情は、先ほどの解釈論争が想定していたのとはかなり異なるのである。たとえば、警察報告では、たしかに婦女誘拐容疑事件が一件報告されてはいるが、しかし、それ以外には「強制連行」「強制徴集」を思わせる事件の報告を見いだすことはできない。もちろん、発見された警察資料は、山県、宮城、群馬、茨城、和歌山、高知の各県警察部報告と神戸や大阪での慰安婦募集についての内偵報告にすぎないので、日本全国はもちろん朝鮮・台湾など募集がおこなわれた全地域を網羅するものではない。よって、それらの地域で「強制連行」や「強制徴集」がおこなわれた可能性を全面的に否定するものではない。

しかし、副官通牒で言及されている「募集ノ方法、誘拐ニ類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル」という事件は、間違いなく和歌山県警察部から一件報告されており、そのような事件が現におこっていたことが、この警察報告により証明されたのである。つまり、警察報告と副官通牒との間には強い関連性が存在する。

そこで、本稿では、今後さらに新しい警察資料が発見され、それによって必要な変更を施す必要が生じるまでは、もっぱら以下に述べる作業仮説を採用し、その上で考察を進めることにする。すなわち内務省は主として現在知られている警察資料に含まれている諸報告をもとに、前記警保局長通牒を作成・発令し、さらにそれを受けて問題の

副官通牒が陸軍省から出先軍司令部へ出されたのである、と。

この作業仮説を前提におくと、和歌山の婦女誘拐容疑事件一件を除き、警察は「強制連行」や「強制徴集」の事例を一件もつかんでいなかったと結論せざるをえない。そうすると、副官通牒から「強制連行」や「強制徴集」の事実があったと断定ないし推測する解釈は成り立たないことになる。また、これをもって「強制連行を業者がすることを禁じた文書」とする自由主義史観派の主張も誤りと言わざるをえない。なぜなら、存在しないものを取締ったりはできないからである。では、いった副官通牒や警保局長通牒はいったい何を取締まろうとしたのか、そもそもこれらの通達はいったい何を目的として出されたのか、それをあらためて問題とせざるをえない。それを考察するのが本稿の目的にほかならない。

結論を先回りして言えば、問題の警保局長通牒は、軍の依頼を受けた業者による慰安婦の募集活動に疑念を発した地方警察に対して、慰安所開設は国家の方針であるとの内務省の意向を徹底し、警察の意思統一をはかることを目的としてとられた措置であり、慰安婦の募集と渡航を合法化すると同時に、軍と慰安所の関係を隠蔽化するべく、募集行為を規制するよう指示した文書にほかならぬ、というのが私の解釈である。さらに、副官通牒は、そのような警察の措置に応じるべく、内務省の規制方針にそつよう慰安婦の募集にあたる業者の選定に注意をはらい、地元警察・憲兵隊との連絡を密にとるように命じた出先軍司令部向けの指示文書であり、そもそもが「強制連行を業者がすることを禁じた」取締文書などではないのである。

つまり、1938年初めに慰安所の設置が軍 = 政府の方針となった際に、最初に問題になったのは、「強制連行」や「強制徴集」などではなくて、もっとそれ以前の問題だったというのが本稿の結論なのである。

・警察資料について

本稿で考察の材料とするのは、女性のためのアジア平和国民基金編『政府調査「従軍慰安婦」関係資料集成』第1巻(龍溪書舎、1997年、以下『資料集成』と略す)に収録されている内務省文書の一部である。警察資料は、その重要性が指摘されておりながら、非公開のために今までほとんど利用できなかった。慰安所問題とくに女性の募集・徴集行為を検討する上でこれは大きな制約となってきたが、この資料集の警察庁関係資料により幾分かはこの欠落が埋められたのである。

最初に、本稿で扱う警察資料の全タイトルを紹介する。このうち、1と8-2は外務省外

交史料館所蔵の外務省記録に同じものが含まれており、前々からその存在がよく知られていた。

1. 外務次官発警視總監・各地方長官宛「不良分子ノ渡支ニ関スル件」(1938年8月31日付)
2. 群馬県知事発内務大臣・陸軍大臣宛「上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦募集ニ関スル件」(1938年1月19日付)
3. 山形県知事発内務大臣・陸軍大臣宛「北支派遣軍慰安酌婦募集ニ関スル件」(1938年1月25日付)
4. 高知県知事発内務大臣宛「支那渡航婦女募集取締ニ関スル件」(1938年1月25日付)
5. 和歌山県知事発内務省警保局長宛「時局利用婦女誘拐被疑事件ニ関スル件」(1938年2月7日付)
6. 茨城県知事発内務大臣・陸軍大臣宛「上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦募集ニ関スル件」(1938年2月14日付)
7. 宮城県知事発内務大臣宛「上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦募集ニ関スル件」(1938年2月15日付)
- 8-1. 内務省警保局長通牒案「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」(1938年2月18日付)
- 8-2. 内務省警保局長発各地方長官宛「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル件」(1938年2月23日付)
9. 「醜業婦渡支ニ関スル経緯」(内務省の内偵メモ、日付不明)

2～7および9は、1937年の末に慰安所の開設を決定した中支那方面軍の要請に基づいて日本国内で行われた慰安婦の募集活動に関する一連の警察報告であり、8は軍の要請に応じるため中国への渡航制限を緩和し、募集活動の容認とその統制を指示した警保局長通牒の起案文書(8-1)および発令された通牒本体(8-2)である。

この一連の文書については、すでに、吉川春子¹¹⁾、八木絹¹²⁾によってその内容の概略が紹介されており、さらに和田春樹¹³⁾も詳しい紹介をおこなっている。私も和田とは別にWebサイトで史料分析をおこなった¹⁴⁾。本稿の論点のいくつかは、すでに和田によって指摘ずみのものもある。たとえば、8の警保局長通牒が2～7の一連の警察報告への対応として発令されたものであること、前記副官通牒も同じ「この流れの中において見られるべき資料である」との指摘などがそうである。同様のことは秦郁彦からも指摘されているが¹⁵⁾、ただ両文書の位置づけは私とはやや見解を異にする。

研究史的には、本稿はかかる和田の指摘をより精密な史料分析によって、裏づけようとするものであることを、あらかじめ断っておきたい。

最後に、これらの警察資料が公開されるにいたった経緯を簡単に紹介しておく。これらの資料は元内務省職員種村一雄氏の寄贈にかかるもので、警察大学校に保存されていた。1992年と93年の政府調査報告の際にはその所在がつかめなかったと言われている。ところが、1996年12月19日に参議院議員吉川春子氏(共産党)の求めに応じて、警察庁がこの資料を提出したため、その存在が明るみに出ることになった¹⁶⁾。本稿では分析の対象外としたが、一連の内務省文書には、慰安所で働かされた女性の徴募と輸送に軍と警察が深く関与したことを示す動かぬ証拠ともいえるべき、1938年11月に第21軍と陸軍省の要請を受けて、内務省警保局長が決定・指示した、慰安婦400名の調達および輸送に関する警保局長通牒の起案書類が含まれている。これについては吉見義明の研究がすでにあるので、そちらを参照されたい¹⁷⁾。

・陸軍慰安所の創設

前記史料5の和歌山県知事発内務省警保局長宛「時局利用婦女誘拐被疑事件二関スル件」(1938年2月7日付)なる文書中に、長崎県外事警察課長から和歌山県刑事課長宛の1938年1月20日付回答文書の写しが参考資料として添付されている。さらに、この長崎県からの回答文書中には、在上海日本総領事館警察署長(田島周平)より長崎県水上警察署長(角川茂)に宛てた依頼状(1937年12月21日付)の写しも収録されている。

この上海総領事館警察署の依頼状は依頼状本体と添付の参考書類からなり、参考書類のほうは、軍の委託を受けて女性の募集と慰安所の経営に従事する業者に対して在上海日本総領事館警察署が与えた「前線陸軍慰安所営業者二対スル注意事項」であるが、その内容からみて、慰安所で働く女性(文書中では酌婦とよばれている)の営業登録の義務と営業許可申請手続きを定めた規則というべきもので、日本国内法の内務省令「娼妓取締規則」(の一部)や上海の日本人経営民間売春業一般に適用された領事館令「芸妓営業取締規則」「料理屋営業取締規則」(の一部)に相当する¹⁸⁾。

この「前線陸軍慰安所営業者二対スル注意事項」もはなはだ興味深い文書なのだが、ここではもっぱら依頼状本体そのものをとりあげる。なぜなら、これは陸軍慰安所の設置に在上海の軍と領事館が深く関与したことを示す公文書にほかならないからである。以

下に引用するのはその全文である。

皇軍將兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件

本件ニ関シ前線各地ニ於ケル皇軍ノ進展ニ伴ヒ之カ將兵ノ慰安方ニ付關係諸機關ニ於テ考究中処頃日来当館陸軍武官室憲兵隊合議ノ結果施設ノ一端トシテ前線各地ニ軍慰安所(事実上ノ貸座敷)ヲ左記要領ニ依リ設置スルコトナレリ

記

領事館

- (イ) 營業願出者ニ対スル許否ノ決定
- (ロ) 慰安婦女ノ身許及斯業ニ対スル一般契約手續
- (ハ) 渡航上ニ関スル便宜供与
- (ニ) 營業主並婦女ノ身元其他ニ関シ關係諸官署間ノ照会並回答
- (ホ) 着滬ト同時ニ当地ニ滞在セシメサルヲ原則トシテ許否決定ノ上直チニ憲兵隊ニ引継クモトス

憲兵隊

- (イ) 領事館ヨリ引継ヲ受ケタル營業主並婦女ノ就業地輸送手續
- (ロ) 營業者並稼業婦女ニ対スル保護取締

武官室

- (イ) 就業場所及家屋等ノ準備
- (ロ) 一般保險並檢徴ニ関スル件

右要領ニヨリ施設ヲ急キ居ル処既ニ稼業婦女(酌婦)募集ノ為本邦内地並ニ朝鮮方面ニ旅行中ノモノアリ今後モ同様要務ニテ旅行スルモノアル筈ナルカ之等ノモノニ対シテハ当館發給ノ身分証明書中ニ事由ヲ記入シ本人ニ携帯セシメ居ルニ付乗船其他ニ付便宜供与方御取計相成度尚着滬後直ニ就業地ニ赴ク關係上募集者抱主又ハ其ノ代理者等ニハ夫々斯業ニ必要ナル書類(左記雜形)ヲ交付シ予メ書類ノ完備方指示シ置キタルモ整備ヲ缺クモノ多カルヘキヲ予想サルト共ニ着滬後煩雜ナル手續ヲ繰返スコトナキ様致度ニ付一応携帯書類御査閲ノ上御援助相煩度此段御依頼ス

(中略)

昭和十二年十二月二十一日

在上海日本總領事館警察署¹⁹⁾

冒頭に、「之カ將兵ノ慰安方ニ付關係諸機關ニ於テ考究中ノ処頃日来当館陸軍武官室憲兵隊合議ノ結果施設ノ一端トシテ前線各地ニ軍慰安所(事実上ノ貸座敷)ヲ左記要領ニ依リ設置スルコトナレリ」とあるように、この文書から、1937年の12月中旬に上海の総領事館(総領事は岡本季正)と陸軍武官室と憲兵隊の三者間で協議がおこなわれ、その結果、前線に陸軍慰安所を設置することが決定されたこと、さらにその運用に関して三者間に任務分担の協定が結ばれたことが判明する。

ここで言及されている陸軍武官室とは、正式には在中華民國大使館付陸軍武官とそのスタッフを意味する。その長は原田熊吉少将であり、1938年2月には中支特務部と改称された。軍事面での渉外事項や特殊な政治工作を担当する陸軍の出先機関であり、上海戦がはじまってからは、上海派遣軍や中支那方面軍の隷下にある陸軍特務機関として第三国の出先機関や軍部との交渉、親日派中国人に対する政治工作、さらに上海で活動する日本の政府機関や民間団体との交渉・調整窓口の役割をはたした。

軍慰安所の設置が軍の指示、命令によるものであったことは、この間の慰安所研究によりすでに明らかにされており、今では史実として広く受け入れられている。その意味では、定説の再確認にとどまるのだが、この在上海総領事館警察署の依頼状は、慰安所の設置を命じた軍の指令文書そのものではないとしても、政府機関と軍すなわち在上海陸軍武官室、総領事館、憲兵隊によって慰安所の設置とその運営法が決定されたことを直接的に示す公文書として他に先例がなく、その点で重要な意義を有する。

もっともこの文書の記述にもかかわらず、陸軍慰安所開設の決定は、陸軍武官室や憲兵隊、領事館の権限だけでできるものではない。軍組織のありかたからすれば、陸軍武官室と憲兵隊の双方に対して指揮権を有するより上級の単位、この場合は中支那方面軍司令部において、まず設置の決定がなされ、それを受けてこの三者間で慰安所運用のための細目が協議・決定されたのだと解すべきであろう。

吉見および藤井忠俊の研究²⁰⁾によれば、上海・南京方面での陸軍慰安所の設置に関する既存史料には次のようなものがある。(これ以外にも、慰安所を利用した兵士の日記・回想があるが略す)。

1. 飯沼守上海派遣軍参謀長の日記²¹⁾

- ・1937年12月11日の項「慰安施設の件方面軍より書類来り、実施を取計ふ」
- ・1937年12月19日の項「迅速に女郎屋を設ける件に就き長中佐に依頼す」

2. 上村利通上海派遣軍参謀副長の日記²²⁾

- ・1937年12月28日の項に「南京慰安所の開設に就て第二課案を審議す」
- 3.山崎正男第十軍参謀の日記²³⁾
 - ・1937年12月18日の項に「先行せる寺田中佐は憲兵を指導して湖州に娯楽機関を設置す」
- 4.在上海総領事館警察の報告書²⁴⁾
 - ・1937年12月末の職業統計に「陸軍慰安所」の項目。
- 5.常州駐屯の独立攻城重砲兵第2大隊長の状況報告²⁵⁾
 - ・1938年1月20日付「慰安施設は兵站の経営するもの及び軍直部隊の経営するもの二カ所あり」
- 6.元陸軍軍医麻生徹男の手記によれば、1938年の2月には上海郊外の楊家宅に兵站司令部の管轄する軍経営の陸軍慰安所が開設されていた²⁶⁾。
また、1938年1月に軍の命令を受け、奥地へ進出する女性(朝鮮人80名、日本人20名余り)の梅毒検査を上海で実施した²⁷⁾。

今回さらに、

- 7.在上海総領事館警察署発長崎県水上警察署宛「皇軍将兵慰安婦女渡来ニツキ便宜供与方依頼ノ件」(1937年12月21日付)

が新たに加わったわけである。

これらを総合すれば、1937年の遅くとも12月中旬には華中の日本陸軍を統括する中支那方面軍司令部レベルで陸軍慰安所の設置が決定され、その指揮下にある各軍(上海派遣軍と第10軍)に慰安所開設の指示が出されたと考えてまずまちがいない。

それを受けて各軍で慰安所の開設準備が進められるとともに、関係諸機関が協議して任務分担を定め、総領事館は慰安所の営業主(陸軍の委託により慰安所の経営をおこなう業者)および慰安所で働く女性の身許確認と営業許可、渡航上の便宜取り計らい、また業務を円滑におこなうため内地・植民地の関係諸機関との交渉にあたり、憲兵隊は営業主と従業女性の前線慰安所までの輸送手配と保護取締、さらに特務機関が慰安所用施設の確保・提供と慰安所の衛生検査および従業女性の性病検査の手配をすることが定められたのであった。

さらにこの依頼状から読みとれるのは、慰安所で働く女性の調達のために、軍と総領事館の指示を受けた業者が日本および朝鮮へ募集に出かけたこと、および彼等の募集活動と集められた女性の渡航に便宜をはかるように、内地の(おそらく朝鮮も同様と思われる)警察にむけて依頼がなされた事実である。

この募集活動によって、実際に日本内地および朝鮮から女性が多数上海に連れら

れてきたことは、6の麻生軍医の回想によって裏づけられよう。なお、麻生軍医に女性100名の性病検査を命じたのは「軍特務部」であり、その命令は1938年1月1日付であったという²⁸⁾。この記述は、上記依頼状にみられる軍・憲兵隊・領事館の任務分担協定が現実に機能していたことの傍証となる。

ところで、依頼状に記された任務分担協定は、陸軍慰安所に対する風俗警察権が領事館警察ではなくて、軍事警察＝憲兵隊に属していたことを示している。協定の定めるところによれば、領事館警察は中国に渡ってきた慰安所営業主と女性のたんなる受け入れ窓口にすぎず、手続きが終われば、その身柄は軍に引き渡され、その取締権も領事館警察から憲兵隊に移される。移管とともに彼らは領事館警察の風俗警察権の圏外に置かれるのであり、管轄警察権の所在において陸軍慰安所は通常一般の公娼施設とは性格を異にする。これは慰安所が軍の兵站付属施設であることを意味するのだが、陸軍慰安所を一般の公娼施設と同様とみなす議論は、この点を無視ないし軽視していると言わざるをえない。

通常一般の公娼施設は、それを利用する軍人・軍属の取締のために憲兵が立入ることはあっても、業者や娼妓に対する風俗警察権は内務省警察・植民地警察・外務省警察などの文民警察に属し、軍事警察すなわち憲兵の関知するところではない。ところが、陸軍慰安所の従業員は軍籍を有さぬ民間人でありながら、その場所で働いているかぎりには憲兵の管轄とされるのである。これは慰安所が酒保などと同様、前線近くに置かれた軍の兵站付属施設であり、軍人・軍属専用の性欲処理施設だったことに由来する²⁹⁾。

さて、依頼状に「之等ノモノニ対シテ八当館発給ノ身分証明書中ニ事由ヲ記入シ本人ニ携帯セシメ居ル」とあるように、軍と総領事館から依頼された業者は在上海総領事館の発行する身分証明書を所持して、日本内地及び朝鮮にわたり、慰安所で働く女性の募集活動に従事したのであった（「稼業婦女（酌婦）募集ノ為本邦内地並ニ朝鮮方面ニ旅行中ノモノアリ今後モ同様要務ニテ旅行スルモノアル筈ナル」）。彼等がどのような方法で募集活動をおこなったかは、史料2～7の警察報告に実例が出てくるので、次章で検討するが、日本内地または植民地において女性を集めた業者は、彼女等を連れて上海に戻ってこなければならぬ。あるいは上海まで女性を送らなければならぬ。しかし、日中戦争がはじまるや、日本国内から中国への渡航は厳しく制限され、原則として日本内地または植民地の警察署が発給する身分証明書を所持しなければ、乗船・出国ができなくなっていたのである。

しかも、1937年8月31日付の外務次官通達「不良分子ノ渡支取締方ニ関スル件」（史

料1)は各地の警察に対して、「混乱ニ紛レテ一儲セントスル」不良分子の中国渡航を「厳ニ取締ル」ため、「素性、経歴、平素ノ言動不良ニシテ渡支後不正行為ヲ為スノ虞アル者」には身分証明書の発行を禁止するよう指示しており、さらに「業務上又ハ家庭上其ノ他正当ナル目的ノ為至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ、此際可成自発的ニ渡支ヲ差控ヘシムル」よう指導せよと、命じていたのだった³⁰⁾。

まともに申請すれば、「醜業」と蔑視されている売春業者や娼婦・酌婦に対して身分証明書の発給が許されるはずはない。だからこそ、その隘路を回避するために、上海の領事館警察から長崎県水上警察署に対して、陸軍慰安所の設置はたしかに軍と総領事館の協議・決定に基づくものであり、決して一儲けを企む民間業者の恣意的事業ではないことを通知し、業者と従業女性の中国渡航にしかるべき便宜をはかってほしいとの要請（「乗船其他ニ付便宜供与方御取計相成度」）がなされたのである。よって、この依頼状の性格は、軍の方針を伝えるとともに、前記外務次官通達の定める渡航制限に緩和措置を求めたものと位置づけるのが至当である。

・日本国内における慰安婦募集活動

1. 和歌山の誘拐容疑事件

この章では軍と総領事館の依頼を受けて日本国内および朝鮮に赴いた募集業者がどのような活動をおこなったのかを警察の報告をもとに紹介する。最初にあげるのは、和歌山県でおこった婦女誘拐容疑事件である。内務省警保局長宛報告（前掲史料5の1938年2月7日付「時局利用婦女誘拐被疑事件ニ関スル件」）によれば、事件の概要は以下のとおりであった。

1938年1月6日和歌山県田辺警察署は、管下の文里飲食店街を徘徊する挙動不審の男性3名に、婦女誘拐の容疑ありとして任意同行を求めた。3人のうち2人は大阪市の貸席業者で、もう1人は地元海南の紹介業者であった。

彼等は、自分たちは「疑ハシキモノニ非ス、軍部ノ命令ニテ上海皇軍慰安所ニ送ル酌婦募集ニ来タリタルモノニシテ、三千名ノ要求ニ対シ、七十名ハ昭和十三年一月三日陸軍御用船ニテ長崎港ヨリ憲兵護衛ノ上送致済ミナリ」ととなえ、文里港の料理店萬亭に登楼して、その酌婦に上海行きを勧めた。3人が「無智ナル婦女子ニ対シ金儲ケ良キ点、軍隊ノミヲ相手ニ慰問シ、食料ハ軍ヨリ支給スル等」と、常識では考えられないことを言い立てて勧誘しているとの情報をつかんだ田辺警察署は、婦女誘拐の疑い濃厚であると判断し、3人の身柄を拘束したのである³¹⁾。

取調にたいして、大阪の貸席業主金澤は、次のように供述した。

1937年の秋頃、大阪市の会社重役小西、貸席業藤村、神戸市の貸席業中野の3人が、陸軍御用商人で氏名不詳の人物と共に上京、徳久少佐なる人物の仲介で荒木貞夫陸軍大将と頭山満に会い、上海の皇軍の風紀・衛生上、年内に内地から3000人の娼婦を送ることになったとの話を、2人の貸席業主(金澤と佐賀)が藤村から聞き込んだ。そこで、渡航娼婦を募集するために和歌山に來訪し、地元紹介業者の協力を得て、募集活動にあたっているところである。すでに藤村と小西は女性70名を上海に送り、その際大阪九条警察署と長崎県外事課から便宜供与をうけた、と。

また、同じ供述によると、慰安所酌婦の契約条件は「上海ニ於テハ情交金將校五円、下士二円ニテ、二年後軍引揚ト共ニ引揚クルモノニシテ前借金八八百円返ヲ出」すというもので、すでに御坊町でそれぞれ前借金470円、362円を支払って2人の女性(26歳と28歳)と上海行きを決めたという。

不審に思った田辺警察署はこの真偽を確かめるために、長崎県警察外事課と大阪九条警察署に照会をおこなった。前章で紹介した上海総領事館警察署から長崎県水上警察署宛に出された依頼文書は、この田辺署の照会に答えた長崎県外事警察課長の回答に添付されたものである。

長崎からは、照会のあった酌婦渡航の件は、上海総領事館警察の依頼によるもので、長崎県警としては、総領事館指定の必要書類を所持し、合法的雇用契約と認められるものについては、すべて上海行きを許可しているとの回答が寄せられた³²⁾。

この時点では、1937年8月の外務次官通達はまだ有効だったから、軍及び総領事館から前もっての依頼がなければ、長崎県水上警察署が女性の渡航を許可したかどうかは大いに疑問である。逆に言えば、この第1回の渡航を認めた時点で、長崎県警察は慰安所要員の渡航は「業務上正当ナル目的」を有するものと認定したことになる。もちろんその根拠は、慰安所が軍の決定によるものであり、総領事館から慰安婦の募集と渡航につき便宜をはかって欲しいとの要請が前もってなされていたことによる。

また、大阪九条署からは、内務本省からも渡航を認めるよう、内々の指示があったことを思わせる回答が与えられた。その概略は以下のようなものであった。

上海派遣軍慰安所の従業酌婦の募集については、内務省より非公式に大阪府警察部長(荒木義夫)へ依頼があったので、大阪府としても相当の便宜をはかり、既に1月3日に第1回分を渡航させた。田辺署で取調中の貸席業者はいずれも九条署管内の居住者で、身元不正な者ではない。そのことは九条警察署長(山崎石雄)が証明するので、しかるべき取計らいをお願いする、と³³⁾。

この九条警察署の回答書から、1月3日に長崎から上海に70名の女性が送られたとの金澤の供述が根も葉もない嘘ではないことがわかる。その一部は大阪で集められたようであり、警察は内務省の非公式な指導のもとに、慰安婦の渡航に便宜をはかったのであった。

金澤の供述を裏づけるとともに、便宜供与を示唆した内務本省からの非公式のコンタクトがあったとする九条警察署長の言が嘘でないことを示すのが、史料9「醜業婦渡支二関スル経緯」と題された手書きメモである。重要なので、以下に全文を引用する（は公刊に際して抹消された箇所を示す。 は抹消もれと思われるので、永井の判断で削除した）。

一、十二月二十六日内務省警務課長ヨリ兵庫県警察部長宛『上海徳久、神戸市中野ノ兩名ハ上海総領事館警察署長ノ証明書及山下内務大臣秘書官ノ紹介名刺ヲ持参シ出頭スル筈ニ付、事情聴取ノ上何分ノ便宜ヲ御取計相成度』トノ電報アリ

一、同月二十七日右兩名出頭セルガ内務大臣秘書官ノ名刺ヲ提出シ徳久ハ自身ノ名刺ヲ提出セズ且身分ヲモ明ニセズ中野ハ神戸市福原町四五八中野ナル名刺ヲ出シタルガ同人ノ職業ハ貸座敷業ナリ。

一、同兩人ノ申立ニ依レバ大阪旅団勤務ノ沖中佐ト永田大尉トガ引率シ行クト称シ最少限五百名ノ醜業婦ヲ募集セントスルモノナルガ周旋業ノ許可ナク且年末年始ノ休暇中ナルガ枉ゲテ渡支ノ手續ヲセラレ度キ旨ノ申述アリ

一、兵庫県ニ於テハ一般渡支者ト同様身分証明書ヲ所轄警察署ヨリ発給スルコトハセリ

一、神戸ヨリ乗船渡支シタルモノナキモ陸路長崎ニ赴キタルモノ二百名アル見込ミ

一、一月八日神戸発臨時船丹後丸ニテ渡支スル四、五十名中ニ湊川警察署ニ於テ身分証明書ヲ発給シタルモノ二十名アリ

一、周旋業ノ営業許可ナキ点ハ兵庫県ニ於テハ黙認ノ状態ニアリ³⁴⁾

整理してみると、1937年12月26日に内務省の警務課長(数藤鉄臣)から兵庫県警察部長(瀨瀬弥三)宛に上海の徳久と、神戸市の中野が協力要請におもむくので、何分の便宜をよろしくとの電報が届き、翌27日には徳久、中野の兩名が山下内務大臣秘書官の名刺を携えた上で、軍に協力して目下最小限500名の慰安婦を募集中であ

り、周旋業の免許のない点には目をつむって、渡航許可を与えて欲しいと頼みこんだのであった。

兵庫県警察は違法行為には目をつぶり、二人の要請を容れて、集められた女性に身分証明書を発給した。長崎、大阪につづいて兵庫県警察も募集業者に協力し、慰安婦の調達に支援を与えたのである。それだけではない、非公式にはあるが、内務省の高官(秘書官や警務課長)も彼らに便宜をはかったのである。和歌山田辺の事件では大阪九条警察署長が「内務省ヨリ非公式ナガラ當府警察部長ヘノ依頼」があったと回答したが、おそらく、この内務省メモのようなはたらきかけが、大阪府警察部長に対してもなされたのであろう。

すでに見たように、徳久と中野の2人は田辺の事件にも名前が出てくる。上海総領事館警察署長の証明書を所持する彼らは、上海で軍・総領事館から直接依頼を受けた業者とみてまずまちがいない。徳久と中野の実在が別の資料で裏づけられた以上、藤村経由で中野の話聞いたと思われる金澤の供述も、細かい点は別として、おおむね信用できると考えてまちがいないだろう。

以上をまとめると、次のようになる。上海で陸軍が慰安所の設置を計画し、総領事館とも協議の上、そこで働く慰安婦の調達のため業者を日本内地、朝鮮に派遣した。その中の1人身許不詳の人物徳久と神戸の貸席業者中野は、上海総領事館警察署発行の身分証明書を持参して日本に戻り、知り合いの売春業者や周旋業者に、軍は3000人の娼婦を集める計画であると伝え、手配を依頼した。さらに警察に慰安婦の募集および渡航に便宜供与をはかってくれるよう申入れ、その際なんらかの手ずるを使って内務省高官の諒解を得るのに成功し、内務省から大阪、兵庫の両警察に対して彼らの活動に便宜を供与すべしとの内々の指示を出させたのであった。

大阪府、兵庫県両警察部は、売春させることを目的とした募集活動および渡航申請であることを知りつつ、しかも営業許可をもたない業者による周旋・仲介行為である点には目をつむり、集められた女性の渡航を許可したのであった。この時上海に送られた女性の人数は正確にはわからないが、関西方面では最低500人を集める計画であり、1938年1月初めの時点で大阪から70人、神戸からは220人ほどが送られたと推測できる。

最後に、長崎県及び大阪九条署からの回答を受けた田辺警察署がどのような処置をとったのかを述べておこう。同署は、「皇軍慰安所」の話の真偽はいまなお不明であるが、容疑者の身元も判明し、九条警察署が「酌婦公募証明」を出したので、疑義の点は多々残されているが、容疑者の逃走、証拠隠滅のおそれはないと認めて、1月10日に3人の身柄を釈放したのであった³⁵⁾。

自由主義史観派の主張するごとく、慰安所なるものが軍とは直接関係のない、民間業者の経営する通常の売春施設だったのであれば、自分たちは「軍部ノ命令ニテ上海皇軍慰安所ニ送ル酌婦募集ニ来タリタルモノ」とのふれこみで、「無智ナル婦女子ニ対シ金儲ケ良キ点、軍隊ノミヲ相手ニ慰問シ、食料ハ軍ヨリ支給スル等」と勧誘した金澤らの行為は、軍の名前を騙り、ありもしない「皇軍慰安所」をでっち上げて、女性をだまし、中国へ送り出そうとした、あるいは実際に送り出したものであって、婦女誘拐に該当するのはまちがいない。金澤らは釈放されることなく、婦女誘拐ないし国外移送拐取で逮捕・送検されたにちがいないし、警察は当然そうすべきであったろう。田辺警察署の最初の反応に明らかなように、売春業者や周旋業者による中国向け売春婦募集は、女性を甘言でつって国外に売り飛ばす犯罪行為にほかならないからである。

ところが、「皇軍慰安所」がまぎれもない事実、すなわち陸軍慰安所が軍の設置した兵站付属施設であったらどうなるか。国外で売春に従事させる目的で女性を売買し（前借金で拘束し）、外国（＝上海）に移送するという、行為の本質においてはいささかの変わりもなしにかかわらず、ありもしない軍との関係を騙って、女性をだましたわけではないので、この場合には誘拐と認定されず、逆に「酌婦公募」として警察から公認される行為に逆転するのである。和歌山県警は、金澤らの女衞行為が、もとをたどればたしかに軍と総領事館の要請につらなり、また内務省も内々に慰安婦の募集に協力していることが判明した時点で、犯罪容疑として取り扱うのを放棄した。すなわち、陸軍慰安所が軍の設置した公認の性欲処理施設であり、通常の民間売春施設とは異なるものであることが確認された時点で、警察は慰安婦の募集と渡航を合法的なものと認定したのである。国家と軍の関与により、それがなければ犯罪行為となるべきものが犯罪行為ではなくなったのである。

2. 北関東・南東北での募集活動

次に、和歌山田辺の事件とは異なり、誘拐容疑で警察に検挙されることはなかったが、群馬、茨城、山形で積極的な募集活動を展開し、そのため警察から「皇軍ノ威信ヲ失墜スルコト甚タシキモノアリ」³⁶⁾と目された神戸市の貸座敷業者大内の活動を紹介する。前記副官通牒にも出てくる「故サラニ軍部諒解等ノ名儀ヲ利用シ為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ」とおぼしき事例は、以下のようなものだったのである。

群馬県警が得た情報によると、大内は1938年1月5日前橋市内の周旋業者反町に次のような話を持ちかけ、慰安所で働く酌婦の募集を依頼した（前掲史料2「上海派遣軍

内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦募集ニ関スル件」(1938年1月19日付)。

1. 出征すでに数ヶ月に及び、戦闘も一段落ついて駐屯の体制となった。そのため将兵が中国人売春婦と遊ぶことが多くなり、性病が蔓延しつつある。
2. 「軍医務局デハ戦争ヨリ寧ロ此ノ花柳病ノ方ガ恐シト云フ様ナ情況デ其処ニ此ノ施設問題ガ起ツタ」。
3. 「在上海特務機関ガ吾々業者ニ依頼スル処トナリ同僚」の目下上海で貸座敷業を営む神戸市の中野を通して「約三千名ノ酌婦ヲ募集シテ送ルコトナッタ」。
4. 「既二本問題ハ昨年十二月中旬ヨリ実行ニ移リ目下ニ、三百名ハ稼業中デアリ兵庫県ヤ関西方面デハ県当局モ諒解シテ応援シテイル」
5. 「営業ハ吾々業者ガ出張シテヤルノデ軍ガ直接ヤルノデハナイガ最初ニ別紙春花券(兵士用ニ円将校用五円)ヲ軍隊ニ営業者側カラ納メテ置キ之ヲ使用シタ場合吾々業者ニ各将兵ガ渡スコト、シ之レヲ取纏テ軍経理部カラ其ノ使用料金ヲ受取ル仕組トナツテイテ直接将兵ヨリ現金ヲ取ルノデハナイ軍ハ軍トシテ慰安費様ノモノカラ其ノ費用支出スルモノラシイ」
6. 「本月ニ六日ニハ第二回ノ酌婦ヲ軍用船デ(神戸発)送ル心算デ目下募集中デアル」³⁷⁾

また前掲史料3「北支派遣軍慰安酌婦募集ニ関スル件」(1938年1月25日付)によれば、

7. 大内は、山形県最上郡新庄町の芸娼妓酌婦紹介業者戸塚のもとに現れ、「今般北支派遣軍〔上海派遣軍のまちがいであろう - 永井〕ニ於テ将兵慰問ノ為全国ヨリ二千五百名ノ酌婦ヲ募集スルコト、ナリタル趣ヲ以テ五百名ノ募集方依頼越下リ該酌婦ハ年齢十六才ヨリ三十才迄前借八五百円ヨリ千円迄稼業年限ニヶ年之ガ紹介手数料ハ前借金ノ一割ヲ軍部ニ於テ支給スルモノナリ」と述べ、勧誘した³⁸⁾。

また、前掲史料6「上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ケル酌婦募集ニ関スル件」(1938年2月14日付)からは、

8. 大内は茨城県出身であり、1938年1月4日頃遠縁にあたる茨城県在住の人物に上海派遣軍酌婦募集のことを話して協力を求め、その人物を通じて県下の周旋業者大川に斡旋を依頼した。
9. 大川の仲介で、大内は水戸市の料理店で稼業中の酌婦2名(24才と25才)とそれぞれ前借金642円、691円にて契約を結び、上海に送るため1月19日神戸に向けて出発した。

ことがわかる³⁹⁾。

上記1から6のうち、次の諸点については、他の史料とも符合し、大内の語ったことはおおむね事実在即していたと解される。

まず、3の「在上海特務機関」とは、最初に紹介した上海総領事館警察署長の依頼状にある「陸軍武官室」にほかならぬ。また、大内に「在上海特務機関」の慰安婦募集の件を伝えたとされる神戸の中野は、和歌山の婦女誘拐容疑事件や前記内務省メモに出てくる中野と同一人物であると考えてまちがいない。また、「酌婦三千人募集計画」の話は田辺事件の被疑者の供述にも出てくる(ただし、山形県警の報告では「二千五百人計画」に縮小している)。

これらのことから、軍の依頼を受けた中野が知り合いの売春業者や周旋人に軍の「酌婦三千人募集計画」を打ち明け、協力を仰いだとの大内の言には十分信がおける。また、4の「既二本問題八昨年十二月中旬ヨリ実行二移リ」や「兵庫県ヤ関西方面デ八県当局モ諒解シテ応援シテイル」との話も、既に紹介した諸史料に照らし合わせて、間違いのない事実とみなせよう。逆に大内の言葉から、なぜ神戸の中野が上海の特務機関と総領事館から依頼されたのか、その疑問が氷解する。中野は神戸で貸席業を営むほか、上海にも進出していたのである。

警察報告にあらわれた大内の言動のうち、少なくとも3、4は事実在即しており、誇張や虚偽は、かりに含まれていても、わずかだと思われる。ならば、彼が語ったとされる慰安所の経営方針(上記5)も、根も葉もない作り話として一笑に付するわけにはいかないだろう。少なくとも、大内は中野からそれを軍の方針として聞かされたことはまずまちがいない事実であろう。

大内が勧誘にあたって提示した一件書類(趣意書、契約書、承諾書、借用証書、契約条件、慰安所で使用される花券の見本)のうち、「陸軍慰安所ニ於テ酌婦稼業(娼妓同様)ヲ為スコトヲ承諾」する旨を記し、慰安所で働く女性とその戸主または親権者が署名・捺印する「承諾書」の様式が、上海総領事館の定めた「承諾書」のそれとまったく同一であること⁴⁰⁾、派遣軍慰安所と記された「花券」(額面5円と2円の2種類 - 田辺事件の金澤は「上海ニ於テ八情交金將校五円、下士二円」と供述していた-)を所持していたことが、それを裏づける決め手となる。

5で述べられているのが慰安所の経営方針だとすると、慰安所は軍が各兵站到設置する将兵向けの性欲処理施設ではあるが、日常的な経営・運営は業者に委託されることになっていた。しかし、利用料金の支払いは、個々の利用者が直接現金で行うのではなく、軍の経費(=慰安費)からまかなわれる仕組みだったことになる。これがほんと

うならば、軍の当初の計画では、将兵に無料で買春券を交付する予定だったことになる。このシステムでは、慰安婦の性を買うのは、個々の将兵ではなくて、軍 = 国家そのものである。もちろん、軍 = 国家の体面を考慮してのことであろうが、実際の慰安所ではこのような支払い方法は採用されなかった。だから、これをもって軍の当初の計画だったとただちに断定するのは控えねばならないだろうが、しかし、かえてこの計画にこそ、慰安所なるものの本質がよくあらわれていると言ふべきであろう。

最後に、大内が勧誘にあたって周旋業者や応募した女性に提示した契約条件を紹介しておこう。

条 件

- 一、契約年限 満二ヶ年
- 一、前借金 五百円ヨリ千円迄
但シ、前借金ノ内二割ヲ控除シ、身付金及乗込費ニ充当ス
- 一、年齢 満十六才ヨリ三十才迄
- 一、身体壮健ニシテ親権者ノ承諾ヲ要ス。但シ養女籍ニ在ル者ハ実家ノ承諾ナキモ差支ナシ
- 一、前借金返済方法八年限完了ト同時ニ消滅ス
即チ年期中仮令病氣休養スルトモ年期満了ト同時前借金ハ完済ス
- 一、利息八年期中ナシ。途中廃棄ノ場合ハ残金ニ対シ月壹歩
- 一、違約金ハ一ヶ年内前借金ノ一割
- 一、年期途中廃棄ノ場合ハ日割計算トス
- 一、年期満了帰国ノ際ハ、帰還旅費ハ抱主負担トス
- 一、精算ハ稼高ノ一割ヲ本人所得トシ毎月支給ス
- 一、年期無事満了ノ場合ハ本人稼高二応ジ、応分ノ慰労金ヲ支給ス
- 一、衣類、寝具食料入浴料医薬費ハ抱主負担トス⁴¹⁾

このような条件でなされる娼妓稼業契約は「身売り」とよばれ、これが人身売買として認定されておれば、大内の行為は「帝国外ニ移送スル目的ヲ以テ人ヲ売買」するものにほかならず、刑法第226条の人身売買罪に該当する。しかし、当時の法解釈では、このような条件での娼妓契約は「公序良俗」に違反する民法上無効な契約とはされても、刑法上の犯罪を構成する「人身売買」とはみなされなかった。

この契約を結べば、前借金（借金額は500円から1000円だが、そのうち2割は周旋業

者や抱主が差し引くので、実際の手取りは400円から800円までである)を受け取る代わりに、向こう2年間陸軍慰安所で売春に従事しなければならない。衣類、寝具、食料、医薬費は抱主の負担とされているが、給与は毎月稼高の1割だから、かりに毎日兵士5人の相手をしたとして(日本国内の娼婦稼業の平均人数)、実働25日としても、月25円にしかならぬ。50円を稼ごとすれば、毎日10人の兵士を相手にしないといけない。しかも契約書では、所得の半分は強制的に貯金することになっている⁴²⁾。いっぽう抱主は1人の慰安婦の稼ぎから平均月225円の収入を得ることができ(1日5人の兵士を相手にするとして)、2年間では総額5400円にのぼるのである。

問題なのは年齢条項である。16才から30才という条件は、「18歳未満は娼妓たることを得ず」と定めた娼妓取締規則に完全に違反し、満17才未満の娼妓稼業を禁じた朝鮮や台湾の「貸座敷娼妓取締規則」にも抵触する。さらに、満21才未満の女性に売春をさせることを禁じた「婦人及児童の売買禁止に関する国際条約」(1925年批准)ともまったく相容れない。大内の活動は明らかに違法な募集活動と言わざるをえない。その点は警察もよく認識していたと見え、群馬県警が入手し、内務省に送付した上記契約条件の年齢条項には、警察側がつけたと思われる傍線が付されている。この契約条件が、上海での軍・総領事館協議において承認されたものなのかどうか、そこが議論のポイントの一つとなろう。私見では、この契約条件がまったく大内の独断で作成されたとはとても思えない。何らかの形で軍ないし総領事館との間で契約条件について協議がなされていたと思われる。たとえそれが契約条件は業者に任せるとの諒解だったとしても、である。

しかし誤解を恐れずに言うと、この年齢条件をのぞけば、趣意書の文面といい、契約条件の内容といい、公娼制度の現実を前提に、さらに陸軍慰安所が実在し、軍と総領事館がこれを公認しているとの条件のもとでは、この大内の活動は当時の感覚からはとりたてて「違法」あるいは「非道」とは言い難い。まして、これを「強制連行」や「強制徴集」とみなすのはかなりの無理があろう。警察は要注意人物として大内に監視の目を光らせ、彼の勧誘を受けた周旋業者に説諭して、慰安婦の募集を断念させたが(山形県の例)、しかし和歌山のように婦女誘拐容疑で検挙することはしなかったのである。

ただし、念のために言うておくと、自由主義史観派の言うように、慰安所が軍と関係のない民間業者の売春施設であるならば、田辺事件の例と同様、この大内の募集活動も、軍の名を騙って、女性に売春を勧誘するものであるから、婦女誘拐ないし国外移送拐取の容疑濃厚であり、警察としては放置すべきではなかったことになる。

警察報告にあらわれた募集業者の活動は、これ以外にあと二件あり、ひとつは、史料

4の高知県知事の報告に、「最近支那渡航婦女募集者簇出ノ傾向アリ之等八主トシテ渡支後醜業ニ従事セシムルヲ目的トスルモノニシテ一面軍ト連絡ノ下ニ募集スルモノハ如キ言辞ヲ弄スル等不都合ノモノ有之」⁴³⁾とあるにとどまり、具体的な事実まではわからない。

他の一件は、宮城県名取郡在住の周旋業者村上宛に、福島県平市の同業者長谷川から「上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於ル酌婦トシテ年齢二十歳以上三十五歳迄ノ女子ヲ前借金六百円ニテ約三十名位ノ周旋方」を依頼する葉書が届いたというもので、警察は村上の意向を内偵し、本人に周旋の意志のないのを確認させている⁴⁴⁾。こちらでは、年齢条件が大内の条件とは異なっている。警察が村上に説諭して募集をやめさせたのは、上に述べたことから当然の措置といえよう。また、史料1の外務次官通牒に定める渡航制限の趣旨からしても、そうあるべきである。前述の山形県警察がとった措置ともあわせて考えると、当時の警察の方針は、外務次官通牒に準拠しつつ、売春に従事する目的で女性が中国に渡航するのを原則として禁止していたのだと考えてよいだろう。

以上が、警察報告に現れた業者の募集活動のすべてである。さて、話を例の副官通牒に戻そう。警察資料を見る限り、通牒にあげられた3つの好ましくない事例のうち、「故サラニ軍部諒解等ノ名儀ヲ利用シ為ニ軍ノ威信ヲ傷ツケ且ツ一般民ノ誤解ヲ招ク虞アルモノ」は大内の活動およびこれに類似のものをさし、「募集ノ方法、誘拐ニ類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル」が、田辺の婦女誘拐容疑事件を念頭においていることは、まずまちがいないであろう。残る「従軍記者、慰問者等ヲ介シテ不統制ニ募集シ社会問題ヲ惹起スル虞アルモノ」は、これに該当する事例は警察報告に見あたらず。このことは、未発掘の警察資料の存在を示唆するとも考えられるが、「従軍記者、慰問者」とあるので、あるいは警察ではなく、憲兵隊の報告だった可能性も十分ありうる。その場合には、警察報告には見つからないはずである。

この通牒があげている好ましくない事例がここで紹介したようなものだとすると、とくに「募集ノ方法、誘拐ニ類シ警察当局ニ検挙取調ヲ受クルモノアル」が田辺事件をさすのだとすれば、この通牒の解釈について、従来の説が当然のこととしてきた前提そのものを再検討せざるをえない。

というのは、この事件で事情聴取された業者の行為は、陸軍慰安所が軍と関係のない民間の施設であれば、まったくの詐欺・誘拐行為にほかならないと断定できるが、それがまぎれもない軍公認の施設だった場合には、そう簡単に誘拐とは断じえない性質のものだからである。たとえ本人の自由意志による同意があろうとも、売春に従事させる

目的で前借金契約をかわして国外に女性を連れ出すこと、それ自体がすでに違法だというならば話はまったく別だが、そうでないとすれば、この業者の行為は、軍の要請に応じて、その提示条件をもとに、酌婦経験のある成人の女性に、先方に着いてから何をするのか、一応きちんと説明した上で、上海行きを誘っただけにすぎず、決して嘘偽りをいって騙したのではないからである。まして、拉致・略取などに及んではない。考えてみれば、慰安婦の勧誘法としては、これ以外にどんな方法があるだろうか。ただ、警察から誘拐行為と目されることになったのは、軍がそのような施設をつくり、業者に依頼して女性を募集しているという話そのものが、ありうべからざること、にわかには信じがたい、荒唐無稽なことだったからに、ほかならないからである。

警察資料に登場する慰安婦募集活動は、いずれもこの田辺事件と大同小異のものばかりであって、詐欺や拉致・拐取は一例もない。明らかに違法なのは、大内の示した契約条件の年齢条項だけである。しかし、未成年の女性を実際に勧誘した事実は警察報告からは読みとれない。

現存する警察資料が明らかにしている事実関係からすれば、この有名な副官通牒が出された際に、現実の問題となった誘拐行為は、じつは慰安所そのものが軍の施設であるならば、当然合法とみなされるべきたくいのものにすぎなかったのである。実際には、「内地で軍の名前を騙って非常に無理な募集をしている者」や「強制連行」「強制徴集」を行う悪質な業者などどこにも存在していなかったのだとすると、この通牒も直接的にはその種の行為を禁止するために出されたのではないと解釈せざるをえない。では、いったい何が取締まらねばならないことと考えられていたのか、そもそもこの通牒は何かを取り締まる目的で出されたものなのか。それを検討するには、このような活動に地方の警察がいったいどのように反応したのかを見ておく必要がある。

・地方警察の反応と内務省の対策

大内の募集活動を探知した群馬県警察はこれに対してどのような反応を見せたのか。史料番号2の警察報告は次のような言葉で締めくくられている。

本件八果タシテ軍ノ依頼アルヤ否ヤ不明且ツ公秩良俗ニ反スルガ如キ事業ヲ公々然ト吹聴スルガ如キ八皇軍ノ威信ヲ失墜スルモ甚シキモノト認メ嚴重取締方所轄前橋警察署長ニ対シ指揮致置候⁴⁵⁾

この史料から、軍による陸軍慰安所の設置とその要請を受けた慰安婦募集は警察にとってはにわかに信じがたいできごとであったことがよくわかる。上海総領事館警察から正式の通知を受け取っていた長崎県や、内務省から非公式の指示を得ていた兵庫県・大阪府は軍の要請による慰安婦募集活動であることを事前に知らされ、それゆえ内々にその活動に便宜をはかったのだが、何の連絡も受けていない関東や東北では、大内の話はまったくの荒唐無稽事に聞こえたのである。

軍が売春施設と類似の慰安所を開設し、そこで働く女性を募集しているとなどという話はそもそも公秩良俗に反し、まともに考えれば、とても信じられるものではない。ましてそれを公然とふれまわるにいたっては、皇軍の名誉を著しく傷つけるにもほどがあると、そう群馬県警察は解した。大内は嘘を言って、女性を騙そうとしたわけではない。真実を告げて募集活動をしたために、警察から「皇軍ノ威信ヲ失墜スルモ甚シキモノ」とみなされたのであった。

他の二県(山形、茨城)でも警察の反応は同様である。山形県警察の報告では、

如斯八軍部ノ方針トシテ八俄ニ信ジ難キノミナラズスル事案ガ公然流布セラル、ニ於テハ銃後ノ一般民心殊ニ応召家庭ヲ守ル婦女子ノ精神上ニ及ボス悪影響少カラズ更ニ一般婦女身売防止ノ精神ニモ反スルモノ⁴⁶⁾

と記され、茨城県でも群馬県とほぼ同様に

本件果タシテ軍ノ依頼アリタルモノカ全ク不明ニシテ且ツ酌婦ノ稼業タル所詮ハ醜業ヲ目的トスルハ明ラカニシテ公序良俗ニ反スルガ如キ本件事案ヲ公々然ト吹聴募集スルガ如キハ皇軍ノ威信ヲ失墜スルコト甚シキモノアリト認メ嚴重取締方所轄湊警察署長ニ対シ指揮致置候⁴⁷⁾

との判断および指示が下されたのであった。すなわち、警察から「皇軍ノ威信ヲ失墜スルコト甚シキモノアリ」と非難され、嚴重に取締まるべきものとされたのは、「誘拐まがいの方法」でもなければ、「違法な徴募」「悪質な業者による不統制な募集」「強制連行」「軍の名前を騙る非常に無理な募集」「強制徴集」のいずれにも該当しない大内の活動だったのである。もっと言えば、中国に軍の慰安所を設置し、そこで働く女性を内地や植民地で公然と募集することそのものが(つまり軍の計画そのものが)、「公序良俗」に反し、「皇軍ノ威信ヲ失墜」させかねない行為だったのである。

以上のことから、当時の警察の考えと対応は次のようにまとめられよう。

1. 軍の慰安所設置について何も情報を知らされておらず、慰安所の設置はにわか
に信じがたい話であった。国家機関である軍がそのような公序良俗に反する事業
をあえてするなどは、予想だにしていなかった。
2. かりに軍慰安所の存在がやむを得ないものだとしても、そのことを明らかにして公
然と慰安婦の募集を行うのは、皇軍の威信を傷つけ、一般民心とくに兵士の留守
家庭に非常な悪影響を与えるおそれがあるので、嚴重取締の必要があると考えて
いた。そして、実際にそのような募集行為を行わないよう業者を指導し、管下の警
察署に嚴重取締の指令を下した。

この警察の姿勢をもっとも鮮明に打ち出したのは高知県だった。高知県には大内は
立ち寄っていないが、すでに述べたように、「渡支後醜業ニ従事セシムル目的」で中国
渡航婦女を募集する者が続出し、「一面軍ト連絡ノ下ニ募集スルモノ、如キ言辞ヲ弄
していたのである。それに対して高知県警察は次のような取締方針を県下各警察署に
指示した。

支那各地ニ於ケル治安ノ恢復ト共ニ同地ニ於ケル企業者簇出シ之ニ伴ヒ芸妓給
仕婦等ノ進出亦夥シク中ニ八軍当局ト連絡アルカ如キ言辞ヲ弄シ之等渡航婦
女子ノ募集ヲ為スモノ等漸増ノ傾向ニ有之候処軍ノ威信ニ関スル言辞ヲ弄スル募
集者ニ就テハ絶対之ヲ禁止シ又醜業ニ従事スルノ目的ヲ以テ渡航セントスルモノ
ニ對シテハ身許証明書ヲ発給セザルコトニ取扱相成度⁴⁸⁾

警察としては当然かくあるべき方針といえるが、「軍ノ威信ニ関スル言辞ヲ弄スル募
集者ニ就テハ絶対之ヲ禁止シ、又醜業ニ従事スルノ目的ヲ以テ渡航セントスルモノニ對
シテハ身許証明書ヲ発給セザルコト」になれば、慰安婦の募集は不可能となり、慰安
所そのものが成り立なくなる。軍の計画は失敗せざるをえないのである。このような地方
警察の反応を警察報告で知らされた内務省や陸軍省としては、早急に何らかの手を
打たねばならないと感じたはずである。

軍の慰安所政策(国家機関が公然と性欲処理施設を設置・運営し、そこで働く女性
を募集する)は、当時の社会通念からいじりくかけ離れたものであったうえ、そのこと
が府県警察のレベルにまで周知徹底されないうちに、業者のネットワークを伝って情報
がひろがり、慰安婦の募集活動が公然と開始されたため、このような事態をまねいたの
であった。この混乱を收拾して、軍の要請に応じて、慰安婦の調達に支障が生じないよ

うにするとともに、地方の警察が懸念する「皇軍ノ威信ヲ失墜」させ、銃後の人心の動揺させかねない事態を防止するためにとられた措置が、警保局長通牒(内務省発警第5号)であり、それに関連して陸軍省から出先軍司令部にだされたのが問題の副官通牒(陸支密第745号)だったのである。

警保局長通牒⁴⁹⁾は、その冒頭で、最近、売春に従事する目的で中国に渡航する婦女が増加しており、かつまた「軍当局ノ諒解アルカノ如キ言辞ヲ弄」して、内地各地で渡航婦女の募集周旋をなす者が頻出しつつあると、現状を把握した上で、これらの「婦女ノ渡航ハ現地ニ於ケル実情ニ鑑ミルトキハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ警察当局ニ於テモ特殊ノ考慮ヲ払ヒ実情ニ即スル措置ヲ講ズルノ要アリト認メラルル」⁵⁰⁾と、慰安婦の中国渡航をやむをえないものとして容認する判断を下した。さすがに警保局長の通牒文書であるので、軍が慰安所を設置し、業者を使って慰安婦を集めている事実にあからさまにふれてはいないが、一連の警察報告を前において読めば、「現地ニ於ケル実情」なるものが陸軍の慰安所設置をさしているのは言わずとも明らかであろう。

その「実情」に鑑みて、「醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航」を「必要已ムヲ得ザルモノ」として認めたこの警保局長通牒は、それまでの警察の方針を放擲して、慰安婦の募集と渡航を容認し、それを合法化する措置を警察がとったことを示す文書にほかならない。先ほど言及した高知県警察の禁止指令のごとき、地方警察の取締および防止措置をキャンセルし、軍の慰安所政策への全面的協力を各府県に命じる措置だったのである。同様に、史料1の外務次官通牒「不良分子ノ渡支ニ関スル件」(1938年8月31日付)が規定していた渡航制限方針を変更し、それを緩和する措置でもあった⁵¹⁾。

と同時に、警保局は慰安婦の募集と渡航の容認・合法化にあたって、「帝国ノ威信ヲ毀ケ皇軍ノ名譽ヲ害フ」ことのなきよう、「銃後国民特ニ出征兵士遺家族ニ好マシカラザル影響ヲ与フル」おそののなきよう、また「婦女売買ニ関スル国際条約ノ趣旨ニモ悖ルコト無キ」よう、募集活動の適正化と統制を並行して実施するよう指令を下した。ここで好ましからざるものとして念頭に置かれていたのが、大内のそれであることは言うまでもない。通牒が国際条約にふれているのは、大内の所持していた契約条件の年齢条項を意識してのことと推察されるからである。

要するにこの通牒のねらいは、慰安婦の募集と渡航を容認・合法化し、あわせて募集活動に対する規制をおこなうことにあり、7項目にわたる準拠基準が定められた。第1～5項は「醜業ヲ目的トシテ渡航セントスル婦女」に渡航許可を与えるため、前記外務次官通牒に定める身分証明書を警察が発行する際の遵守事項を定めたものである。具体的には、現在内地において売春に従事している満21才以上の女性で性病に罹

患していない者が華北、華中方面に渡航する場合に限りこれを黙認し、その際、契約期間が終われば必ず帰国することを約束させ、かつ身分証明証の発給申請は本人自ら警察署に出頭して行い、同一戸籍内の最近尊族親または戸主の同意書を示すこと、さらに発給にあたっては稼業契約その他の事項を調査し、婦女売買又は略取誘拐等の事実がないことを確認してから、身分証明を付与すること、とされている。当時の刑法、国際条約、公娼規則に照らしてぎりぎり合法的な線を守ろうとすれば、だいたいこのあたりに落ち着くのである。

もっとも、この遵守事項がきちんと守られたかどうかは、また別問題である。なぜなら、この通牒が発令されて2ヶ月ばかり後に北海道の旭川警察署が、「醜業ヲ目的トシテ」中国に渡航する満21才未滿の芸妓に身分証明書を発給した事実が知られているからである⁵²⁾。

第6、7項は募集業者に対する規制であり、「醜業ヲ目的トシテ渡航セントスル婦女」の募集周旋にあたって「軍ノ諒解又ハ之ト連絡アルガ如キ言辞其ノ他軍ニ影響ヲ及ボスガ如キ言辞ヲ弄スル者ハ総テ嚴重ニ之ヲ取締ルコト」、「広告宣伝ヲナシ又ハ事実ヲ虚偽若ハ誇大ニ伝フルガ如キハ総テ嚴重ニ之ヲ取締ルコト」、「募集周旋等ニ従事スル者ニ付テハ嚴重ナル調査ヲ行ヒ正規ノ許可又ハ在外公館ノ発行スル証明書等ヲ有セズ身許ノ確實ナラザル者ニハ之ヲ認メザルコト」の三点が定められた。

つまり、慰安婦の募集周旋において業者が軍との関係を公言ないし宣伝することを禁じたのである。通牒が取締の対象としたのは、業者の違法な募集活動ではなくて、業者が真実を告げること、言い換えれば、軍が慰安所を設置し、慰安婦を募集していると宣伝し、知らしめること、そのことであった。慰安婦の募集は密かに行われなければならない、軍との関係はふれてはいけなさとされたのである⁵³⁾。

この通牒は、一方において慰安婦の募集と渡航を容認しながら、軍すなわち国家と慰安所の関係についてはそれを隠蔽することを業者に義務づけたのである。この公認と隠蔽のダブル・スタンダードが警保局の方針であり、日本政府の方針であった。なぜなら、自らが「醜業」と呼んではばからないことがらに軍 = 国家が直接手を染めるのは、いかに軍事上の必要からとはいえ、軍 = 国家の体面にかかわる「恥ずかしい」ことであり、大ぴらにできないことだったからである。このような隠蔽方針がとられたために、軍 = 国家と慰安所の関係は今にいたっても曖昧化されたままであり、それを示す公的な資料が見つかりにくいというより、そもそものはじめから少ないのは、かかる方針によるところ大と言えるであろう。その意味では、慰安所と軍 = 国家の関係に目をつむり、できるかぎり否認せんとする自由主義史観派の精神構造は、この通牒に看取される当時の

軍と政府の立場を、ほぼそのまま受け継ぐものと言ってよいのである。

副官通牒はこのような内務省警保局の方針を移牒された陸軍省が⁵⁴⁾、警察の憂慮を出先軍司令部に伝えると共に、警察が打ち出した募集業者の規制方針、すなわち慰安所と軍 = 国家の関係の隠蔽化方針を、慰安婦募集の責任者ともいべき軍司令部に周知徹底させるため発出した指示文書であり、軍の依頼を受けた業者は必ず最寄りの警察・憲兵隊と連絡を密にとった上で募集活動を行えとするところに、この通牒の眼目があるのであり、それによって業者の活動を警察の規制下におこうとしたのである⁵⁵⁾。であるがゆえに、この通牒を「強制連行を業者がすることを禁じた文書」などとするのは、文書の性格を見誤った、誤りも甚だしい解釈と言わざるをえない。

なお、警保局長通牒については、これは日本国内向に限られた通達であり、植民地である朝鮮・台湾には通達も、適用もされなかったとする吉見の見解がよく知られている⁵⁶⁾。この通牒に含まれる渡航許可条件(満21才以上で、現に娼婦稼業を行う者に限る)ゆえに日本内地では慰安婦の大量調達が困難であり、そのため通牒の適用外とされた植民地から多くの女性が徴集される結果をまねいたと、吉見は主張する。たしかに通牒の文面を見るかぎりでは、日本国内のみを意識したものであり、内地の各府県知事宛にしか出されていない。吉見の解釈が正しいように思えるが、しかし、通牒そのものは、参考のため拓務省管理局長、陸軍省軍務局長、外務省アメリカ局長に移牒されていたことが、史料8-1の起案文書から裏づけられる(注51参照)。

副官通牒の存在は、警保局長通牒が陸軍省に伝わり、それに対応すべく陸軍省が出先に指示を出したことを示している。同様に別の外務省資料から、外務省アメリカ局長が山海関領事館宛に警保局長通牒を転送し、同領事館はそれにしたがって「渡航婦女ノ取締ヲ励行」していたことが確認できるのである⁵⁷⁾。外務省アメリカ局から在中国の領事館へ移牒されていたことを考えれば、拓務省管理局(及び拓務省朝鮮部)を通じて朝鮮総督府や台湾総督府へも伝わっていた可能性を否定はできない。

吉見自身、1939年2月7日付で各地方長官宛に出された外務省アメリカ局長の通牒「漢口へノ渡航者取締ニ関スル件」が、拓務省にも転送され、同省朝鮮部長から朝鮮総督府官房外務部長宛に移牒されたあと、同年3月3日付で同外務部長から朝鮮総督府警務局長宛に伝達された事例を紹介している。警保局長通牒が同じ経路をたどって朝鮮・台湾に伝わったことは十分ありえる話であろう。もっとも、朝鮮総督府や台湾総督府の警務局がそのまま同内容の通牒を管下に通達したかどうか、それはまた別問題である。

それはともかく、この通牒が慰安婦の募集と渡航を合法化するとともに、募集業者を

規制して軍 = 国家と慰安所の関係を隠蔽化せんとするものであったとの私の解釈に間違いがなければ、朝鮮や台湾にもその趣旨は周知徹底されなければならなかったはずである。朝鮮、台湾にも警保局長通牒が移牒されたと考えるのが自然であろう。しかし、この点については、今後の研究の進展とくに植民地の警察関係資料の発掘にまつこととしたい。

おわりに

1937年末から翌年2月までにとられた一連の軍・警察の措置により、国家と性の関係に一つの転換が生じた。軍が軍隊における性欲処理施設を制度化したことにより、政府自らが「醜業」とよんで憚らなかつた、公序良俗に反し、人道にもとる行為に直接手を染めることになったからである。公娼制度のもと、国家は売春を公認してはいたが、それは建て前としては、あくまでも陋習になずむ無知なる人民を哀れんのであり、売春は道徳的に恥ずべき行為 = 「醜業」であり、娼婦は「醜業婦」にすぎなかつた。国家にとってはその営業を容認するかわりに、風紀を乱さぬよう厳重な規制をほどこし、そこから税金を取り立てるべき生業だったのである。

しかし、中国との戦争が本格化するや、その関係は一変する。いまや出征将兵の性欲処理労働に従事する女性が軍紀と衛生の維持のため必須の存在と目され、性的労働力は広義の軍要員（あるいは当時の軍の意識に即して言えば「軍需品」と言った方がよいかも知れない）となり、それを軍に供給する売春業者はいまや軍の御用商人となったのである。そう考えるならば、同じように軍の兵站で働き、軍の必要とするサービスを供給する女性労働力であった点において、従軍看護婦と従軍慰安婦との間には、その従事する職務の内容に差はあれ、本質的な差異を見いだすことはできない。慰安婦もまたその性的労働によって国家に「奉仕」した / させられたのであった。

一連の措置により、慰安婦の募集と渡航が合法化されたことは、性的労働力が軍需動員の対象となり、戦時動員がはじまったことを意味している。それはまた性的サービスを目的とする風俗産業の軍需産業化にほかならず、内地・植民地から戦地・占領地へ向けて風俗産業の移出とそれに伴う多数の性的労働力 = 女性の流出と移動を生みだした。慰安婦は戦時体制が必然的に生みだした国家と性の関係変容を象徴する存在であり、戦時における女性の総動員の先駆けともいべき存在となった。彼女たちにつづき、人間の再生産にかかわる家庭婦人が「生めよ殖やせ」の戦時総動員政策のもとで、銃後の母・出征兵士の妻として、兵力・労働力の再生産と消費抑制の大任を負わ

され、未婚女性は、あるいは軍需工場での労働力として、あるいは看護婦から慰安婦にいたるさまざまな形態の軍要員として動員されたのであった。

しかし、ひとしく戦時総動員と言っても、そこには「民族とジェンダーに応じた「役割分担」⁵⁸⁾が厳然と存在し、内地日本人男性のみを対象とした徴兵(あるいは軍需工場の熟練工)を頂点に、各労働力の間には截然たる階層区分が存在していた。労務動員により炭坑や鉱山で肉体労働に従事した朝鮮人・中国人労働者のために事業場慰安所が設立されたことを思うと⁵⁹⁾、この戦時総動員のヒエラルヒーの最低下層におかれていたのが、慰安所で性的労働に従事した女性、なかんずく植民地・占領地出身の女性であったのはまちがいない。彼女たちは戦時総動員体制下の大日本帝国を文字どおりその最底辺において支えたのである。

このような戦時総動員のヒエラルキーが形づくられた要因はさまざまであるが、慰安婦に関して言えば、軍・警察の一連措置が内包していたダブル・スタンダードの持つ役割にふれないわけにはいかない。すでに述べたように、軍・警察は慰安所を軍隊の軍紀と衛生の保持のため必須の装置とみなし、慰安婦の募集と渡航を公認したが、同時に軍・国家がこの道徳的に「恥ずべき行為」に自ら手を染めている事実については、これをできるかぎり隠蔽する方針をとった。軍の威信を維持し、出征兵士の家族の動揺を防止するために、すなわち戦時総動員体制を維持するために、慰安所と軍・国家の関係や、慰安婦が戦争遂行上においてはたしている重要な役割は、公的にはふれてはいけないうこと、あってはならないこととされたのである。

国家と性の関係は現実に大きく転換したが、売春 = 性的労働を「公序良俗」に反する行為、道徳的に「恥ずべき行為」であるとする意識、さらに慰安婦を「醜業婦」と見なす意識はそのまま保持され続け、そこに生じた乖離が上記のような隠蔽政策を生み出すにいたった。慰安婦は軍・国家から性的「奉仕」を要求されると同時に、その関係を軍・国家によってたえず否認され続ける女性達であった。このこと自体が、すでに象徴的な意味においてレイプと違ってよいだろう。従軍慰安婦が、同様に軍の兵站で将兵にサービスをおこなう職務に従事しながら、従軍看護婦とは異なる位置づけを与えられ、見えてはならない存在として戦時総動員ヒエラルキーの最底辺に置かれたのは、このような論理と政策の結果とも言えよう。慰安所の現実がそこで働かされた多くの女性、なかんずく植民地・占領地の女性にとって性奴隷制度にほかならなかつたのは、このような位置づけと、それをもたらした軍・警察の方針によるところが大きいのである。

¹⁾上野千鶴子『ナショナリズムとジェンダー』(青土社、1998年)。

- 2) 吉見義明編集・解説『従軍慰安婦資料集』(大月書店、1992年)105-106。
- 3) 吉見義明『従軍慰安婦』(岩波新書、1995年)35。
- 4) 吉見義明・林博史編著『共同研究日本軍慰安婦』(大月書店、1995年)21。
- 5) 小林よしのり『新ゴーマニズム宣言 第3巻』(小学館、1997年)165。
- 6) 小林よしのり「人権真理教に毒される日本のマスコミ」西尾幹二・小林よしのり・藤岡信勝・高橋史朗『歴史教科書との15年戦争』(PHP研究所、1997年)77。
- 7) 高橋史朗「破綻した「従軍慰安婦の強制連行」説」『新しい日本の歴史が始まる』(幻冬舎、1997年)144。
- 8) 藤岡信勝「歴史教科書の犯罪」前掲『歴史教科書との15年戦争』58。
- 9) 秦郁彦「歪められた私の論理」『文藝春秋』1996年5月号。
- 10) 上杉聡『脱ゴーマニズム宣言』(東方出版、1997年)77。
- 11) 吉川春子『従軍慰安婦 - 新資料による国会論戦 - 』(あゆみ出版、1997年)。
- 12) 八木絹「旧内務省資料でわかった「従軍慰安婦」の実態」『赤旗評論特集版』1997年2月3日。
- 13) 和田春樹「政府発表文書にみる「慰安所」と「慰安婦」 - 『政府調査「従軍慰安婦関係」資料集成』を読む」女性のためのアジア平和国民基金「慰安婦」関係資料委員会編『「慰安婦」問題調査報告・1999』女性のためのアジア平和国民基金、1999年。
- 14) 永井和「陸軍慰安所の設置と慰安婦募集に関する警察史料」1999年
(<http://www.bun.kyoto-u.ac.jp/~knagai/2semi/nagai.html>)。
- 15) 秦郁彦『慰安婦と戦場の性』(新潮社、2000年)55-56。
- 16) この間の経緯については、『赤旗』1996年12月20日に詳しい。
- 17) 吉見義明「歴史資料をどう読むか」『世界』1997年3月号、同「「従軍慰安婦」の歴史的事実」『従軍慰安婦と歴史認識』(新興出版社、1997年)、同「「従軍慰安婦」問題 - 研究の到達点と課題」『歴史評論』576号(1998年4月)。
- 18) 上海領事館の風俗警察に関しては、藤永壮「上海の日本軍 慰安所と朝鮮人」『国際都市上海』(大阪産業大学産業研究所、1995年)を参照のこと。
- 19) 前掲『資料集成』第1巻、36-38。
- 20) 前掲吉見編『従軍慰安婦資料集成』28-30、吉見義明・林博史編前掲書、第2章、第4章。
- 21) 南京戦史編集委員会編『南京戦史資料集』(偕行社、1993年)。
- 22) 同編『南京戦史資料集』(偕行社、1993年)。
- 23) 同上。
- 24) 前掲吉見編『従軍慰安婦資料集成』175。
- 25) 同上、195。
- 26) 高崎隆治編『軍医官の戦場報告意見集』(不二出版、1990年)115、120。
- 27) 麻生徹男軍医少尉「花柳病ノ積極的予防法」1939年6月26日、高崎編、前掲書、55。
- 28) 前掲藤永論文、169。なお、藤永は麻生徹男『上海から上海へ』(石風社、1993年)に依拠している。
- 29) 1937年12月に陸軍と総領事館との間に結ばれた風俗警察権の分界協定は、上海・南京戦が終了し、日本軍の駐屯と占領地支配の長期化が明確になった1938年春になって、一部修正の上、再確認された。その年3月には上海で、4月16日に南京総領事館で陸海外三省関係者の協議会が開催され、占領地の警察権に関する協定を結んでい

る(前掲吉見編『従軍慰安婦資料集』178-182)。

なお、一般公娼施設と軍慰安所との間で明確に警察の管轄区分がなされていた点で、軍事警察が占領地の風俗営業取締を全般的に担当していた日露戦争中の満州軍政や第1次大戦期の青島占領とも性格を異にすることも付け加えておく。

- 30) 前掲『資料集成』第1巻、3、7。前掲吉見編『従軍慰安婦資料集』96、97。
- 31) 前掲『資料集成』第1巻、28、31。
- 32) 同上、35、36。
- 33) 同上、45。
- 34) 同上、105-109。この手書きメモは欄外に「内務省」と印刷されている事務用箋に記されており、内容からみて、1938年1月の慰安婦第1回送出のあとに、本省側が兵庫県警に事情を聴取した際に作られたメモと思われる。なお、山下内務大臣秘書官とあるのは山下知彦。海軍大将山下源太郎の養嗣子で、男爵・海軍大佐。36年3月に予備役となり、末次信正の内務大臣就任とともにその秘書官に起用されていた。
- 35) 前掲『資料集成』第1巻、32。
- 36) 同上、43。
- 37) 同上、11-13。
- 38) 同上、23-24。
- 39) 同上、48-49。
- 40) 同上、16、43。
- 41) 同上、19-21。
- 42) 契約書には「一、上海派遣軍内陸軍慰安所ニ於テ酌婦稼業ヲ為スコト 一、賞与金(給料のこと - 永井)ハ揚高ノ一割トス(但シ半額ヲ貯蓄スルコト)」と記されている。同上、14。
- 43) 同上、25。
- 44) 同上、54。
- 45) 同上、19。
- 46) 同上、24。
- 47) 同上、49。
- 48) 同上、26。
- 49) この通牒は、警保局警務課(課長町村金五)において1938年2月18日付けで起案され、富田健治警保局長、羽生雅則内務次官、末次信正内務大臣の決裁を受けて、2月23日付で各地方長官に通達された。外事課と防犯課とがこれに連帯している。同上、55。
- 50) 同上、69-70。
- 51) 警保局長通牒が外務次官通牒に定める渡航制限の緩和措置であったことは、この通牒が出された後に、粟屋大分県知事と外務省の吉沢清次郎アメリカ局長との間で以下のようなやりとりがなされたことからわかる。まず粟屋知事は、外務省の既存の指令にしたがえば、山東方面への初渡航者には警察の身分証明書を発行すべきでないと解されるが、同方面の「皇軍慰安所ノ酌婦等募集ヲナス旨ノ在支公館又ハ軍部ノ証明ヲ有スル者ノ募集セル酌婦等ニ対シテハ身分証明書下付相成差支無キヤ」とアメリカ局宛に照会を行い、それに対して吉沢局長は、内務省発警第5号「支那渡航婦女ノ取扱ニ関スル依命通牒」にしたがって「渡支支障ナキ者ナル限り身分証明書ヲ発給セラレ差支無之」と回答したのであった。すなわち警保局長通牒にしたがい、慰安婦の渡航を認

-
- めてよいと指示したのであった。同上、117-120。
- 52) 在山海関副領事発外務大臣宛機密第二一三号(1938年5月12日付)前掲吉見編『従軍慰安婦資料集』111。
- 53) 副官通牒や警保局長通牒をもって「強制連行」の事実があったことを示す史料だとする上杉聡の見解に私は同意できないが、しかし「業者の背後に軍部があることを「ことさら言うな」と公文書が記している」と考える点では、同意見である。
- 54) 内務省警保局長通牒は各地方長官だけでなく、拓務省管理局長(棟居俊一)、陸軍省軍務局長(町尻量基)、外務省条約局長(三谷隆信)、同アメリカ局長(吉沢清次郎)にも参考のため移牒されている。アメリカ局に移牒されたのは旅券事務が同局の管轄だったからである。前掲『資料集成』第1巻、67。
- 55) 1938年11月の第21軍向け慰安婦の調達と移送は、全面的な警察の規制と支援のもとで、秘密裡に行われた。これは政府・内務省の方針の本質をよく示すものである。同上、p.77-100。
- 56) 前掲吉見『従軍慰安婦』163。
- 57) 前掲吉見編『従軍慰安婦資料集』111。
- 58) 駒込武「帝国史研究の射程」『日本史研究会』452、2000年、228。
- 59) 前掲『共同研究日本軍慰安婦』第5章、142-144。